

国際海上コンテナの陸上における安全輸送ガイドライン

平成25年6月

平成28年6月（一部改訂）

国際海上コンテナの陸上運送に係る安全対策会議

目 次

はじめに	1
1. ガイドライン策定の背景	2
2. ガイドラインの目的	3
3. 用語定義	3
4. ガイドラインに示される内容	4
5. 本ガイドラインの構成	4
5.1 関係者とガイドラインに盛り込む内容	4
5.2 盛り込む内容の概要	5
6. ガイドラインの運用・取扱について	5
7. ガイドラインの内容	6
(1) 受荷主（輸入者）の取り組み	6
(2) 発荷主（輸出者）の取り組み	7
(2) 船社の取り組み	8
(3) ターミナルオペレーターの取り組み	9
(4) 取次事業者等の取り組み	10
(5) トラック事業者の取り組み	11
(6) 運転者の取り組み	13
おわりに	14
参考資料	15

はじめに

平成17年8月9日、国土交通省等7省庁は、同年3月に策定した「安全かつ効率的な国際物流の実現のための施策パッケージ」を受け、「安全かつ効率的な国際物流施策推進協議会」及び当該委員会の下に、「国際海上コンテナの陸上における安全輸送WG」を設置し、当該WGにおいて、本書の第1版の「国際海上コンテナの陸上における安全輸送ガイドライン」を作成した。

平成17年12月に策定した本ガイドラインは、国際海上コンテナの陸上輸送安全輸送対策強化のため、荷主、外航船舶運航事業者、ターミナルオペレーター、取次事業者等（取次事業者、海運貨物取扱事業者及び利用運送事業者）、トラック事業者、運転者がそれぞれ取り組むことが望ましい具体的な措置を示したものであるが、その後、国土交通省において、平成22年～平成24年にかけて「国際海上コンテナトレーラーに係る事故防止対策推進事業」において実証実験による技術的検討やコンテナ情報の伝達に関する実態調査等を行う中で、コンテナトレーラーの横転原理、情報伝達の実態を踏まえた各種対策について一定の見解を得られたことから、本ガイドラインの内容を見直した上で、改めて周知徹底することとしたい。

平成25年 国際海上コンテナの陸上運送における安全対策会議

1. ガイドライン策定の背景

国際海上コンテナは、効率的な海陸複合一貫輸送が可能であることから、現在、国際物流の中心的地位を占めており、また我が国の物流においても、その重要性はますます高まっている。しかしながら、国際海上コンテナの自動車運送については、速度超過やコンテナロック不備といった貨物自動車の運転等に起因する事故の問題のほか、封印状態で運送され、コンテナ内貨物の状態を運転者が十分に把握しえないというコンテナ運送の特殊性により、コンテナ内貨物の重量、品目、積付けに関する情報を把握できない上に、安全上問題のあるコンテナが見つかった場合でも現場の作業員や運転者のみの判断で対応することは難しく、現場対応に関する関係者間の合意形成が非常に難しいといった問題がある。

他方、外国の発荷主が詰込みを行う輸入コンテナについては、正確なコンテナ情報を得ることが難しいなどの問題があることから、これまで、コンテナ1本毎の重量の伝達等について「SOLAS条約（海上における人命の安全のための国際条約）」の改正の議論を行ってきたほか、IMO/ILO/UNECEが主催する専門家会合で「貨物輸送ユニットの収納に関するガイドライン」を改正しサプライチェーン全体の役割の明確化などの議論を行うなど、コンテナ情報の伝達に関する国際ルールの整備を進めてきた。

また、平成22年より3年間にわたり、「国際海上コンテナトレーラーに関わる事故防止対策推進事業」において、運転者に対し安全運転を促すべく、道路の状況や積荷の積載重量等に応じた安全な速度や是正すべき偏荷重の目安の導出のための実証実験に基づく検討を進めてきたほか、国際海上コンテナの輸送に関わる各関係機関における確実な情報伝達の方法、重量超過、偏荷重等の不適切状態のコンテナを発見し、是正するための手順、並びに偏荷重状態を回避するための適切な積付方法等について調査を実施し、平成24年に「国際海上コンテナの陸上運送における安全輸送マニュアル」がとりまとめられたところ。

これらの国際的動向や3年間にわたる調査の結果を踏まえ、国際海上コンテナの陸上運送の安全対策を推進すべく、確実に情報伝達がなされる仕組みや不適切なコンテナを発見し、是正するための措置等について改めて検討し、平成17年12月に策定した本ガイドラインの内容を改正することとした。

2. ガイドラインの目的

国際海上コンテナの陸上安全輸送対策の強化のため、荷主、外航船舶運航事業者、ターミナルオペレーター、取次事業者等（取次事業者、海運貨物取扱事業者及び利用運送事業者）、トラック事業者、運転者が、それぞれ取り組むことが望ましい措置についてガイドラインを作成した。

なお、本ガイドラインの記載事項を実施するために具体的に取り組むべき内容については、「国際海上コンテナの陸上運送における安全輸送マニュアル」において記載する。

3. 定義

- 受荷主：最終目的地において国際海上コンテナの受取を行う者。ただし、輸入コンテナの陸上運送の手配について、当該者が関与しない場合にあっては、船社が発行する海上運送契約書類において荷受人（Consignee）と記載してある者が、受荷主の役割を担うこととする。
- 発荷主：出発地において国際海上コンテナに詰められる貨物の詰込みを行う者
- 荷送人：海上運送契約書類に荷送人（Shipper）と記載してある者
- 運送取次ぎ：自己の名をもってする運送事業者の行う貨物の運送の取次ぎ又は他人の名をもってする運送事業者への貨物の運送の委託
- 取次事業者：運送取次ぎを行う事業を営業者
- 海運貨物取扱事業者：港湾運送事業法に規定する一般港湾運送事業（一種）のうち、港湾において、荷主の委託を受けて行う個品貨物の沿岸荷役及びはしけ運送を一貫して行う事業者
- 利用運送事業者：貨物利用運送事業法及び貨物自動車運送事業法に基づく貨物利用運送事業者
- 取次事業者等：取次事業者、海運貨物取扱事業者及び利用運送事業者
- トラック事業者：貨物自動車運送事業法に基づく一般貨物自動車運送事業者及び特定貨物自動車運送事業者
- 運転者：トラック事業者の指示に基づき国際海上コンテナを運送する者
- 船社：海上運送法に基づく船舶運航事業者
- ターミナルオペレーター：コンテナ取扱港湾ターミナル施設を運営する者
- 不適切コンテナ：コンテナを積載する貨物自動車に関し、重量超過、偏荷重、高重心、コンテナの損傷、内容物の漏れその他のその安全な自動車運送に支障を及ぼすおそれがあるコンテナの状態
- 重量超過：国際海上コンテナの自動車運送にあたって、車両又はコンテナが関係法令等において制限されている重量を超える状態（例えば、道路交通法違反（過積載）、車両制限令違反、コンテナの最大積載重量を超える状態）
- 偏荷重：貨物自動車の積載物の重心の位置に偏りがある状態
- 是正：不適切コンテナのコンテナ内の貨物を適切な場所で荷抜きや荷直しをする作業
- B/L 等：船荷証券（B/L：Bill of Lading）、海上運送状（Waybill）、アライバルノーティス（A/N：Arrival Notice）、インボイス（I/V）、パッキングリスト（P/L）など、船荷証券に記載されている情報と同等以上の情報が記載されている書類
- 危険物：危険物輸送に関する勧告（UN勧告）で示されている危険物であり、消防法上の危険物のほか、毒物及び劇物取締法上の毒物・劇物及び高圧ガス保安法上の高圧ガスを含む。

4. ガイドラインに示される内容

本ガイドラインでは、そのまま運送すれば、法令違反となってしまうような重量超過・偏荷重などの不適切状態にあるコンテナをできる限り発見し、これらの状態を改善するための取組を記載することとする。また、これらの取組について、詳細の実践方法については別途「安全輸送マニュアル」に示すこととする。

なお、本ガイドライン及びマニュアルに記載する取組みの他、関係法令に違反しないように適切に対応する必要がある。

5. 本ガイドラインの構成

(1) 盛り込む内容の概要

1) コンテナトレーラーの安全運転

- ・安全な速度、適切な運転操作での安全運転
- ・緊締ロックの徹底 等

2) コンテナ情報の伝達

- ・重量、品目、梱包等の情報伝達
- ・危険物等に関する情報伝達

3) 不適切コンテナの発見及び是正のための措置

- ・入港前までの書面による事前確認
- ・入港後の現場における不適切コンテナの発見及び是正

4) コンテナへの貨物の積付け

- ・輸入コンテナの発荷主への依頼
- ・輸出コンテナの適切な積付け

（２） 関係者とガイドラインに盛り込む内容

国際海上コンテナの複合一貫輸送に関わる関係者別に、次の項目をガイドラインに盛り込んだ。

	１）コンテナ トレーラー の安全運転	２）コンテナ 情報の伝達	３）不適切コ ンテナの発見 及び是正のた めの措置	４）コンテナへの貨物の積付け	
				輸入コンテナ の発荷主への 発注	輸出コンテナ の適切な積付 け
（１）受荷主	○	○	○	○	—
（２）発荷主	○	○	—	—	○
（３）船社	—	○	○	—	—
（４）ターミナルオペレーター	—	○	○	—	—
（５）取次事業者等	○	○	○	—	—
（６）トラック事業者	○	○	○	—	—
（７）運転者	○	—	○	—	—

６．本ガイドラインの運用・取扱について

１）ガイドラインの内容の周知徹底及びフォローアップの実施

- ・「国際海上コンテナの陸上運送における地方連絡会議」を設置し、本ガイドライン及びマニュアルの内容について関係者が取組む事項を確認する。
- ・各関係団体等を通じて、本ガイドライン及びマニュアルの認知状況及び実施状況についてフォローアップ調査を行う。
- ・国際海上コンテナの陸上運送に係る受委託が、各当事者間で本ガイドライン及びマニュアルについて相互に理解した上でなされるよう努めること。

２）モデル発見是正要領 WG における試行的運用

- ・主要港における関係者による「不適切コンテナの発見是正措置のモデル運用のためのワーキンググループ（以下、「ワーキンググループ」という。）」を設置し、その港の設備等に応じた発見是正要領を作成する。
- ・ワーキンググループで作成した発見是正要領に基づき、発見及び是正のための措置を実施し、その実施状況についてフォローアップを行う。

３）フォローアップの結果を受けたガイドライン及びマニュアルの改正

- ・１）及び ２）の結果等を踏まえ、必要に応じてガイドライン及びマニュアルの内容を改正することとする。

7. ガイドラインの内容

(1) 受荷主の取り組み	
ガイドライン	
1) コンテナトレーラーの安全運転	【安全輸送マニュアル5. (1) 参照】
時間的余裕を持った運送依頼	○コンテナトレーラーは通常より低い速度で横転するという危険性を理解し、非常に低い速度で走行することを前提に、時間に余裕をもって運送依頼を行うこと。
2) コンテナ情報の伝達	【安全輸送マニュアル5. (2) 参照】
取次事業者等への重量、品目、梱包等の情報伝達	○取次事業者等に対し、コンテナ内貨物の重量、品目、梱包に関する情報その他危険物に関する情報等を、B/L等の必要書類で確実に伝達すること。 ○国際海上コンテナの陸上輸送をトラック事業者へ直接依頼する場合は、コンテナ内貨物の重量、品目、梱包に関する情報その他危険物に関する情報等を日本語でトラック事業者伝えること。 ○あらかじめコンテナの自重が分かっている場合には、トラック事業者（取次事業者経由）に伝達すること。 ○コンテナの内容（外装の異常を含む）についてトラック事業者等の関係者から問合せがあった場合には、把握している情報を回答すること。
危険物に関する情報伝達	○コンテナ内容物の品目名と合わせて、危険物の種類、量、イエローカード等危険物に関する情報も取次事業者等に伝達すること。
3) 不適切コンテナの発見及び是正のための措置	【安全輸送マニュアル5. (3) 参照】
入港前までの書面による事前確認	○書面にて不適切コンテナを察知するため、コンテナの重量・品目・梱包等の必要な情報を確認すること。
入港後の現場における不適切コンテナの発見及び是正	○船社又は取次事業者等から、ターミナルに到着したコンテナが不適切コンテナである旨の連絡があった場合には、あらかじめ開封、荷直し等の適切な対応について調整を図り、ターミナルオペレーター（船社経由）及びトラック事業者（取次事業者経由）にその対応について指示すること。 ○搬出時等にターミナルオペレーター（船社経由）又はトラック事業者（取次事業者経由）から重量超過、偏荷重、高重心、コンテナの損傷、内容物の漏れ、その他不具合が判明したとの連絡があった場合には、荷主へ連絡し、開封、荷直し等の適切な対応について指示を仰ぎ、その指示に基づき適切に対応すること。

4) コンテナへの貨物の積付け	【安全輸送マニュアル5. (4) 参照】
輸入コンテナの発荷主への依頼	○積荷の特性に留意した適切なコンテナの積付けに関し、発荷主に対する啓発活動を行うこと。また、発荷主へ積付けを指示する際には、積荷の特性・梱包仕様等に留意した積付けを行うよう依頼すること。 ○過去に同一の発荷主から、偏荷重や荷崩れを起こしている又は固縛されていない貨物を受け取った経験がある場合、当該発荷主へ改めて注意喚起を行うこと。 ○S O L A S 条約非加盟国の発荷主であっても、コンテナの安全輸送のため、コンテナ1本ごとの重量を伝達するよう依頼すること。

(2) 発荷主の取り組み	
ガイドライン	
1) コンテナトレーラーの安全運転	【安全輸送マニュアル5. (1) 参照】
時間的余裕を持った運送依頼	○コンテナトレーラーは通常より低い速度で横転するという危険性を理解し、非常に低い速度で走行することを前提に、時間に余裕をもって運送依頼を行うこと。
2) コンテナ情報の伝達	【安全輸送マニュアル5. (2) 参照】
取次事業者等への重量、品目、梱包等の情報伝達	○取次事業者等に対し、コンテナ内貨物の重量、品目、梱包に関する情報その他危険物に関する情報等を、船荷証券（B/L）、パッキングリスト（P/L）等の必要書類で確実に伝達すること。 ○国際海上コンテナの陸上輸送をトラック事業者へ直接依頼する場合は、コンテナの総重量、品目、梱包に関する情報その他危険物に関する情報等を日本語でトラック事業者に伝えること。 ○コンテナの内容（外装の異常を含む）についてトラック事業者等の関係者から問合せがあった場合には、把握している情報を回答すること。
危険物に関する情報伝達	○コンテナ内容物の品目名と合わせて、危険物の種類、量、イエローカード等危険物に関する情報も取次事業者等に伝達すること。
4) コンテナへの貨物の積付け	【安全輸送マニュアル5. (4) 参照】
輸出コンテナの適切な積付け	○積荷の特性・梱包仕様等に留意した積付けを行うこと

(3) 船社の取り組み	
ガイドライン	
2) コンテナ情報の伝達	【安全輸送マニュアル5. (2) 参照】
取次事業者等への重量、品目、梱包等の情報伝達	○コンテナ内容物について、荷主又はターミナルオペレーター等の関係者から問合せがあった場合には、把握している情報を提供すること。
危険物に関する情報伝達	○コンテナから危険物が漏れる等の異常が認められる場合は、速やかに荷主等関係者へ伝達すること。
3) 不適切コンテナの発見及び是正のための措置	【安全輸送マニュアル5. (3) 参照】
入港後の現場における不適切コンテナの発見及び是正	○海外の発地にて重量超過（コンテナへの最大積載重量を超えているもの。）、偏荷重、高重心、コンテナの損傷、内容物の漏れ、その他不具合が認められた場合、荷送人に連絡の上、引き取りを要請すること。 ○入港前に重量超過（コンテナへの最大積載重量を超えているもの。）、偏荷重、高重心、コンテナの損傷、内容物の漏れ、その他不具合が認められた場合、あらかじめ荷主及びターミナルオペレーターへ連絡し、適切な措置が講じられるよう調整を行うこと。 ○入港後にターミナル内でターミナルオペレーターから重量超過（コンテナへの最大積載重量を超えているもの。）、偏荷重、高重心、コンテナの損傷、内容物の漏れ、その他不具合について連絡があった場合には、荷主へ連絡し、適切な措置が講じられるよう調整を行うこと。
4) コンテナへの貨物の積付け	【安全輸送マニュアル5. (4) 参照】
発荷主への啓発活動	○偏荷重防止、コンテナの損傷防止ために、コンテナへの適切な積付けを行うよう、発荷主に対して啓発活動を行うこと。

(4) ターミナルオペレーターの取り組み	
ガイドライン	
2) コンテナ情報の伝達	【安全輸送マニュアル5.(2) 参照】
取次事業者等への重量、品目、梱包等の情報伝達	○コンテナ内容物について、関係者から問合せがあった場合には、把握している情報を提供すること。
危険物に関する情報伝達	○コンテナから危険物が漏れる等の異常が認められる場合は、船社を通じて速やかに荷主等関係者へ伝達すること。
3) 不適切コンテナの発見及び是正のための措置	【安全輸送マニュアル5.(3) 参照】
入港後の現場における不適切コンテナの発見及び是正	○船社等から重量超過（コンテナへの最大積載重量を超えているもの。）、偏荷重、高重心、コンテナの損傷、内容物の漏れ、その他不具合のおそれがあるとの連絡があった場合、その指示に従い、適切な措置を講じること。 ○入港後にターミナル内で重量超過（コンテナへの最大積載重量を超えているもの。）、偏荷重、高重心、コンテナの損傷、内容物の漏れ、その他不具合が判明した場合には、船社へ連絡し、適切な措置が講じられるよう調整を行うこと。 ○搬出時等にトラック運転者から重量超過、偏荷重、高重心、コンテナの損傷、内容物の漏れ、その他不具合が判明したとの連絡があった場合には、船社経由で荷主へ連絡し、開封、荷直し等の適切な対応について指示を仰ぎ、その指示に基づき適切に対応すること。

(5) 取次事業者、海運貨物取扱事業者、利用運送事業者の取り組み

ガイドライン

1) コンテナトレーラーの安全運転	【安全輸送マニュアル5. (1) 参照】
時間的余裕を持った運送依頼	○コンテナトレーラーは通常より低い速度で横転するという危険性を理解し、非常に低い速度で走行することを前提に、時間に余裕をもって運送の手配を行うこと。
危険物輸送に関する注意事項について	○危険物関係法令について事前確認を行い、法令を遵守すること。
2) コンテナ情報の伝達	【安全輸送マニュアル5. (2) 参照】
取次事業者等への重量、品目、梱包等の情報伝達	○受荷主又は発荷主から運送取次ぎ等の依頼を受けた場合、コンテナ内貨物の重量、品目、梱包に関する情報その他危険物に関する情報等を、船荷証券(B/L)、パッキングリスト(P/L)等の必要書類で確実に取得すること。 ○上記で取得した情報を、トラック事業者へ書面にて日本語で伝達すること。また、トラック事業者に対し、運転者に指示、注意事項を徹底するよう指示すること。 ○あらかじめコンテナの自重が分かっている場合には、トラック事業者に伝達すること。 ○コンテナの内容(外装の異常を含む)についてトラック事業者等の関係者から問合せがあった場合には、把握している情報を回答すること。
危険物に関する情報伝達	○コンテナ内容物の品目名と合わせて、危険物の種類、量、イエローカード等危険物に関する情報もトラック事業者に伝達すること。
3) 不適切コンテナの発見及び是正のための措置	【安全輸送マニュアル5. (3) 参照】
入港前までの書面による事前確認	○書面にて重量超過・偏荷重などの不適切状態を察知するため、コンテナの重量・品目・梱包等の必要な情報を確認すること。
入港後の現場における不適切コンテナの発見及び是正	○あらかじめ、荷主等から、重量超過、偏荷重、高重心、コンテナの損傷、内容物の漏れ、その他不具合のおそれがある等の連絡があった場合には、荷主の指示に基づき関係法令に抵触しないよう適切な措置が講じられるよう対応すること。 ○搬出時等にトラック事業者から重量超過、偏荷重、高重心、コンテナの損傷、内容物の漏れ、その他不具合が判明したとの連絡があった場合には、荷主へ連絡し、開封、荷直し等の適切な対応について指示を仰ぎ、その指示に基づき適切に対応すること。

(6) トラック事業者の取り組み	
ガイドライン	
1) コンテナトレーラーの安全運転	【安全輸送マニュアル5. (1) 参照】
安全な速度で運送できるような運送指示	○コンテナトレーラーは通常の貨物より重く、重心が高いため、通常のトラックを運送する際に比べ、より低い速度で運転し、カーブ・交差点等では徐行するよう運転者に指示すること。
重量超過の防止	○受荷主又は取次事業者等から取得した情報に基づき、コンテナの総重量等を把握し、重量超過とならないよう車両を配車すること。
特殊車両通行許可証の携行	○特殊車両通行許可証を携行していない車両には国際海上コンテナを積載しないこと。
危険物輸送に関する注意事項	○危険物関係法令を遵守するための準備、運転者への危険物関係法令の法令遵守のための周知等を行うこと。
その他	○運転者に国際海上コンテナを輸送する際の車両の特性について十分な教育を行うこと。
2) コンテナ情報の伝達	【安全輸送マニュアル5. (2) 参照】
運転者への重量、品目、梱包等の情報伝達	○荷主（取次事業者経由）から得たコンテナ内貨物の重量、品目、梱包に関する情報その他危険物に関する情報等を、運転者に伝達するとともに、必要に応じてコンテナ後部の傾きを目視で確認し、その傾きを計測するなどの対応を指示すること。 ○荷主（取次事業者経由）からコンテナの自重を得られない場合は、その自重についても併せて運転者に伝達すること。
危険物輸送に関する情報伝達	○コンテナ内容物の品目名と合わせて、危険物の種類、量、イエローカード等危険物に関する情報もトラック運転者に伝達すること。
3) 不適切コンテナの発見及び是正のための措置	【安全輸送マニュアル5. (3) 参照】
入港前までの書面による事前確認	○荷主（取次事業者経由）から得られた情報によりあらかじめ重量超過、偏荷重、高重心、コンテナの損傷、内容物の漏れ、その他不具合のおそれがあると認められる場合には、荷主に連絡し、対応についてその指示を仰ぐこと。 ○荷主（取次事業者経由）から、重量超過、偏荷重、高重心、コンテナの損傷、内容物の漏れ、その他不具合のおそれがある等の連絡があった場合には、荷主（取次事業者経由）の指示に基づき関係法令に抵触しないよう適切に対応すること。
入港後の現場における不適切コンテナの発見及び是正	○コンテナヤード内で重量超過、偏荷重、高重心、コンテナの損傷、内容物の漏れ、その他不具合のおそれがあるなど、事前に判明している場合や、搬出時に運転者から連絡があった場合に

	は、取次事業者等へ連絡し、指示を受けること。 ○偏荷重等の安全輸送に支障をきたすおそれがある場合にあっては搬出させないこととし、この旨を取次事業者等に連絡し、当該コンテナの輸送上、関係法令に抵触しない状態となってから搬出させること。 ○重量超過のおそれについて運転手から連絡があった場合、受荷主（取次事業者等）の指示に基づき、必要に応じて重量測定を行い、その結果、重量超過が判明した場合には、当該コンテナの輸送上、関係法令に抵触しない状態となってから搬出させること。
--	--

(7) 運転者の取り組み	
ガイドライン	
1) コンテナトレーラーの安全運転	【安全輸送マニュアル5. (2) 参照】
安全な速度での走行	○コンテナトレーラーは通常の貨物より重く、重心が高いため、通常のトラックを運送する際に比べ、より低い速度で運転し、カーブ・交差点等では必要に応じて徐行すること。
重量超過の防止	○トラック事業者から取得した情報に基づき、コンテナの重量情報を把握すること。コンテナ自重を含まない重量情報である場合、搬出前に、コンテナに記載されてある自重 (Tare Weight) を確認し、実際のコンテナ自重を足した総重量から重量超過でないことを確認すること。
運行経路の確認	○運転者は、指示された納入先への経路を「特殊車両通行許可証」記載の経路により確認し、許可証を携行すること。
運送前のコンテナの傾きの確認	○ターミナル内で走行中にコンテナ積載時の自動車の状態を確認し、必要に応じて、コンテナ後部の傾きを目視確認するとともに、その傾きを計測すること。
緊締ロックの徹底	○コンテナ搬出前に、あらかじめ前後左右の緊締ロックを行うこと。
危険物輸送に関する注意事項	○危険物関係法令について事前確認を行い、法令を遵守すること。 ○ドライコンテナ等の移動タンク貯蔵所により危険物を移送する場合における危険物取扱者の乗車等、危険物関係法令に基づく要件を満たした者であること。
2) コンテナ情報の伝達	【安全輸送マニュアル5. (2) 参照】
運転者への重量、品目、梱包等の情報伝達	○コンテナ搬出前に、あらかじめコンテナ内貨物の重量、品目、梱包に関する情報その他危険物に関する情報等を確認すること。
3) 不適切コンテナの発見及び是正のための措置	【安全輸送マニュアル5. (3) 参照】
入港後の現場における不適切コンテナの発見及び是正	○運転挙動等によりコンテナの重量が明らかに書類に記載された重量より大きいことに気がついた場合は、トラック事業者に連絡し、その指示に基づき、必要に応じて重量測定を行い、重量超過でないことを確認した上で搬出すること。 ○重量超過、偏荷重、高重心、コンテナの損傷、内容物の漏れ、その他不具合が確認された場合は、トラック事業者及びターミナルに連絡すること。 ○上記の不具合が、安全輸送に支障をきたすおそれがある場合は搬出しないこととし、この旨をトラック事業者及びターミナルに連絡し、関係法令に抵触しない状態となってから搬出すること。

おわりに

国際海上コンテナの陸上輸送の安全対策を強化するためには、安全対策会議関係者を始め、関係団体、関係事業者等が、本ガイドラインを確実に普及させるという意識を共有するとともに、本ガイドラインを着実に実施することが必要不可欠である。

また、本ガイドラインの実効性を一層高めるためには、本ガイドラインの実施状況を定期的に把握し、関係者の意見を踏まえガイドラインの見直し等を図っていくことが必要である。加えて、以下の課題についても今後検討していくことが重要である。

【課題1】適切に積付けを行い、貨物の情報を伝達するための国際ルールの整備

国際海上コンテナの陸上運送における貨物起因の事故を防止するためには、本来、コンテナの詰め込みを行う発荷主が適切に積付けを行い、その状態を運送事業者に伝達されるよう配慮する必要がある。そのため、現在、IMO、ILO、UNECE を中心として、国際ガイドラインの改正の議論しているところであるが、国際ガイドライン改正後には、我が国の荷主のみならず、諸外国にも徹底されるよう、これらの周知徹底を図る必要がある。

【課題2】IT を活用した、より効率的な情報伝達の方法の検討

現在、名古屋港などでシステムにより情報を伝達する仕組み等が構築されている。そのため、これらの実態を調査し、より一層、効率的かつ確実に情報伝達される仕組みを模索していく必要がある。

参 考 資 料

参考 1 国際海上コンテナの陸上運送に係る安全対策会議名簿……………	16
参考 2 国際海上コンテナの輸入手続きと書類の流れ……………	17
参考 3 国際海上コンテナに関する用語解説……………	18
参考 4 国際海上コンテナの陸上輸送に関する主な法令条項……………	24
参考 5 国際海上コンテナ陸上輸送における事故の発生状況……………	26

国際海上コンテナの陸上運送に係る安全対策会議

名簿

(五十音順・敬称略)

(関係業界)

浅田 敏夫	一般社団法人国際フレイトフォワードーズ協会 業務部長
小原 祥司	一般社団法人日本港運協会 (所属：三菱倉庫 (株) 港運事業部 部長)
佐藤 正弥	一般社団法人日本経済団体連合会 産業政策本部 主幹
滋野 靖	一般社団法人日本船主協会 物流システム幹事会 幹事 (所属：川崎汽船 (株) コンテナ船事業戦略グループ グループ長)
橋爪 茂久	日本ロジスティクスシステム協会 事務局長
浜田 尚幸	一般社団法人日本貿易会 物流委員会ワーキンググループ座長 (所属：住友商事 (株) 物流統括部 部長付)
真島 勝重	全日本港湾労働組合 書記次長
宮寄 一彦	外国船舶協会 (所属：A.P. モラー・マースク AS オペレーション本部本部長)
山本 敦	公益社団法人全日本トラック協会 海上コンテナ部会 副部会長 (所属：名海運輸作業 (株) 常務取締役)
山本 達也	日本商工会議所 流通・地域振興部主席調査役
渡邊 正男	日本海運貨物取扱業会 専務理事

(国土交通省)

坂 明	国土交通省大臣官房審議官 (自動車)
金井 昭彦	国土交通省大臣官房参事官 (物流産業)
森 昌文	国土交通省道路局企画課長
吉武 久	国土交通省道路局道路交通管理課長
松本 年弘	国土交通省自動車局安全政策官
下野 元也	国土交通省自動車局安全政策課長
藤原威一郎	国土交通省自動車局国際企画室長
江角 直樹	国土交通省自動車局技術政策課長
加賀 至	国土交通省自動車局貨物課長
平田 徹郎	国土交通省海事局外航課長
園田 敏彦	国土交通省海事局検査測度課長
河原畑 徹	国土交通省港湾局港湾経済課長

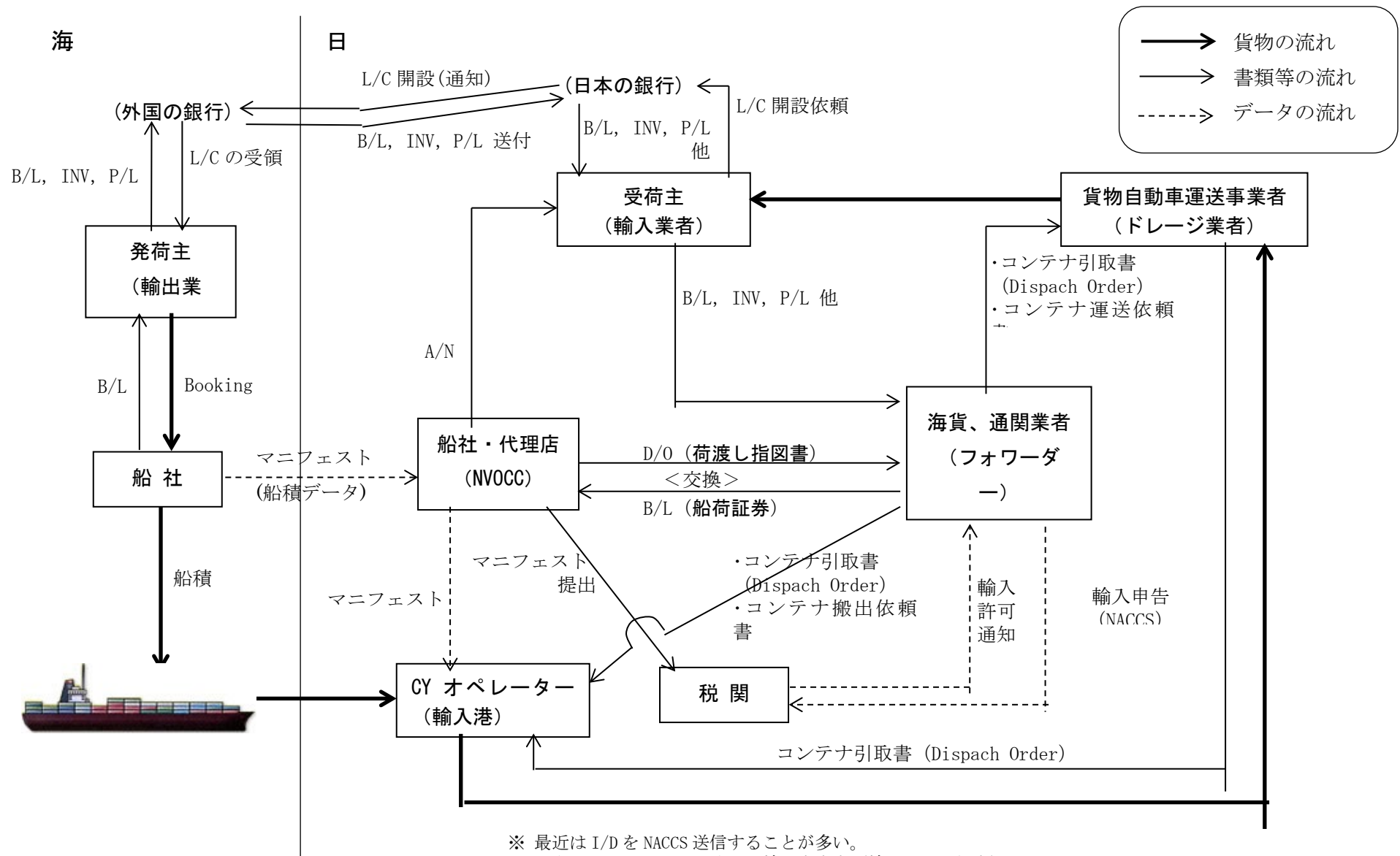
(関係省庁)

廣田 耕一	警察庁交通局交通企画課長
佐合 達矢	経済産業省商務流通保安グループ流通政策課長

事務局：国土交通省自動車局安全政策課

参考 2

国際海上コンテナの輸入手続きと書類の流れ



※ 最近は I/D を NACCS 送信することが多い。

I/D (Import Declaration) = 輸入申告書 (輸入許可通知書)

貨物を輸入するにあたり、輸入者名、品目、数量、価格、関税、消費税などを記載して税関に提出する書類を輸入申告書といい、税関が輸入を許可し、許可印を押して交付されると輸入許可通知書となる。

国際海上コンテナに関する用語解説

【あ行】

アライバル・ノーティス (arrival notice)

着船通知書。船社が荷主あてに本船到着予定日、貨物明細及び運賃を通知する書状。

インボイス (invoice)

荷主が、発送貨物の品名、種類、価格、発送人、荷受人等を詳細に記入し、荷受人に送付する明細書。

イエローカード

化学物質や高圧ガス輸送時の万一の事故に備え、輸送関係者や消防・警察などが取るべき措置や通報内容を書いた緊急連絡カード。

乙仲 (おつなか)

海運貨物取扱業者（海貨業者）のこと。戦前、傭船ブローカーである甲種海運仲介業を「甲仲」と略称したのに対して、個品運送の仲介業である乙種海運仲介業を「乙仲」と略称したが、これが今日でも海貨業者の俗称として使用されている。（参）海貨業

【か行】

海貨業

海運貨物取扱業のこと。港湾運送事業法に規定する一般港湾運送事業（一種）のうち「港湾において、荷主の委託を受けて行う個品貨物の沿岸荷役及びはしけ運送を一貫して行う」事業をいう。また、荷主だけでなく、船社の委託も受けられるのが新海貨業で、通常、これもあわせて海貨業と称している。（参）乙仲

海上コンテナ

船舶によって貨物輸送するためのアルミ又はスチールでできた箱。大きさはISO規格で定められており、主流は高さ8フィート又は8フィート6インチ、長さ20フィート及び40フィートの二種類。アメリカ合衆国内では長さ45フィートのコンテナも一般的である。また、高さ9フィート6インチのいわゆる背高コンテナも近年増加している。積荷の輸送形態にあわせて、ドライ、バルク、タンクコンテナなどさまざまな種類がある。 →コンテナ →背高コンテナ →コンテナの種類

混載

多数の顧客から小口貨物を集め、輸送の一単位（貨物、トラック、コンテナ、パレット等）にすること。

コンサイニー (c o n s i g n e e)

受荷主。(反) シッパー

コンテナ・ターミナル (container terminal)

海上コンテナ輸送のための施設で、岸壁、ガントレークレーン、コンテナヤード、トランスファークレーン、コンテナ・フレート・ステーション、コントロール・タワー等で構成されている。

コンテナ・フレート・ステーション

→C F S (Container Freight Station)

コンテナ・ロード・プラン (C L P)

→C L P (Container Load Plan)

コンテナヤード

→C Y (Container Yard)

コンテナ

一般的には貨物のユニット化を目的とする輸送用の容器のこと。I S O規格によって国際的にコンテナの定義、主要寸法、最大総重量、表示方法などが規定されている。

サイズの種類－20フィート、40フィートなど。

使用目的の分類－ドライコンテナ、リーファーコンテナ(冷凍コンテナ)、オープントップコンテナ、タンクコンテナ、フラットラックコンテナなど。(参) 特殊コンテナ

→特殊コンテナ

【さ行】

シッパー (shipper)

出荷主。(反) コンサイニー

SHIPPINGインストラクション (Shipping Instruction)

別称：S/I、船積み指図書。B/L作成の指図書。例えばL/Cで輸出する場合、輸出者はL/Cの内容に合ったB/Lを船社に作ってもらわなければ買い取りが出来なくなるのでこの書類によってB/L内容を指示する。従ってこの内容を間違えるとD/R、M/R、B/Lの内容が違ってきてしまう。荷主の作る書類の中でも重要度が高い。B/L作成の指図書。

背高コンテナ

通常コンテナ(高さ8フィートまたは8フィート6インチ)以上の高さがあるコンテナのこと。ハイキューブともいう。

【た行】

ターミナル・オペレーター

コンテナ・ターミナルの運営主体。港湾におけるコンテナシステム全体を統括することはもちろん、作業遂行者として、わが国においては、港湾運送事業法上の免許取得業者(港運業者)が行っている。

タンク・コンテナ

食品、油類、化学薬品など液体貨物を輸送するためのタンクを備えたコンテナ。

通関業者 (custom-house broker)

カスタム・ブローカーまたは税関貨物取扱人ともいう。貿易貨物の輸出入に関する通関手続きを荷主に代わって取扱うことを業とする者で、営業地所轄の税官庁の許可を受けたものである。海貨業者、倉庫業者、運送取扱業者が兼ねる場合が多い。

デバニング (devanning)

コンテナから貨物を取り出す作業。unstuffing unpacking ともいう。(反) バンニング

特殊コンテナ (special container)

一般貨物用コンテナ (dry cargo container) を除く特殊なコンテナであり、冷凍コンテナ (リーフアー・コンテナ)、フラット・ラック・コンテナ、オープン・トップ・コンテナ、フラット・ヘッド・コンテナ、バルクコンテナ、タンクコンテナ、ペンコンテナ等がある。

ドライコンテナ (dry container)

一般にいうコンテナであり、世界で流通しているコンテナの推定 8 割以上を占める。

【な行】

荷姿 (にすがた : packing style)

貨物に施される外部包装の形態をいう。

荷主

物流において、その対象となる貨物の法的所有権を有する者をいう

荷役 (にやく)

貨物の積み卸し作業をいう。

荷渡指図書 (にわたしさしずしょ)

→D/O (Delivery Order)

【は行】

バンニング (vanning)

コンテナ内に貨物を詰め込む作業をいう。stuffing、packing ともいう。(反) デバンニング

フォワーダー

一般に運送取扱人を意味する。

複合輸送 (combined transport, intermodal/multimodal transport)

国際複合輸送に関する条約草案を通して、一般に使用されるようになった用語で、特定の運送品が二つ以上の種類の異なる運送手段により運送される場合をいう。その運送の一貫性を強調して、複合一貫輸送とも言われる。

船荷証券

→B／L (Bill of Lading)

保税運送

保税制度の一形態。保税地域の利用を補充し、又は促進するために、税関の承認を受けた場合には、外国貨物を保税状態のまま保税地域等相互間を運送することができる。(参) O L T

本船

はしけ、引船その他の港運船等に対比して航洋船を指す。

【ま行】

マニフェスト (manifest)

本船の積載貨物を積み地、揚げ地、船荷証券番号別に、貨物明細、受け荷主等を記載した積み荷の一覧表の目録である。通関上の必要書類で、各国揚地税関は、本船入港の際に、船長署名入りマニフェストの提出を求め、貨物の取り締まり及び課税を行う。

実入りコンテナ (loaded container)

貨物を積載した状態のコンテナをいう。

元請

港湾運送事業法の一般港湾運送事業者

【や行】

横持ち (drayage)

特定の場所に置かれたコンテナや貨物を別のC Y、上屋、倉庫などに搬入したり、C Y、上屋や倉庫等から本船岸壁やターミナルへ運ぶことをいう。

【アルファベット】

B／L (Bill of Lading)

船荷証券。貨物の船積みを証明するために運送人（通常は船社）は荷送人に発行する有価証券。貨物の受取証であり、運送契約の証拠であり、引渡証券としての性格も有する。

C F S (Container Freight Station)

L C L貨物の受渡し、保管、コンテナへの積み込み及び取り出し作業を行う施設をいう。

C L P (Container Load Plan)

バンニングされた貨物のコンテナ内積付表のことをいい、コンテナごとに作成され、ヤードに搬入する際にオペレーターに提出され本船積付プランや、揚げ地において輸送手続き、デバンニング作業などに広く利用されている。

C Y (Container Yard)

コンテナヤード。F C L貨物の集荷、保管、蔵置や、空コンテナを受け渡しする場所。

D／O (Delivery Order)

荷渡指図書。船社がC F S又はC Yオペレーター宛に、本状持参人に貨物の引渡しを指示する非流通書類をいう。本来荷渡しは、B／Lと引き換えに行われるべきものであるが、実務上、荷受人よりのB／L提出に対して、船社はD／Oを発行交付、荷受人はこれを提示し、現実に荷渡しを受ける。

E D I (Electronic Data Interchange)

電子データ交換。異なる利用者間で事務処理や商取引等にかかわるデータを広く合意された標準的な規約のもとにコンピュータ間で直接交換すること。

E D O (Equipment Despatch Order)

コンテナ機器引渡指図書。船社が荷主へのコンテナ貸し出しに際し、C Yオペレーターあてに発行する指図書。これにより、バンニング場所や搬入C Y、あるいは、コンテナの返却場所等が指定される。

L／C (Letter of Credit)

信用状。輸入業者が、貨物の輸入に当たり、取引銀行に依頼し、貨物の代金支払いを保証するために

発行してもらう一種の保障上。L／C決済は、貿易取引における確実迅速な代金回収の手段として、現在もっとも広く用いられている。

L C L (Less than Container Load)

コンテナ1個分を満たすには足りない小口貨物のこと。

N A C C S (Nippon Air Cargo Clearance System)

航空貨物通関情報処理システム。1978年8月から成田空港の東京エアカーゴ・シティ・ターミナル(TACT)で導入。1980年10月には大阪国際空港に拡大。東京、中野の航空貨物情報処理センターのコンピュータと税関、航空会社、銀行、フォワーダー等をオンラインで結び、通関及び関連業務を自動処理するシステム。

N V O C C (Non Vessel Operating Common Carrier)

船舶などの運送手段を自ら所有せず、海上運送人など実運送人のサービスを使って輸送すること。輸送責任やタリフは自らの名において行う。フォワーダーがNVOCC業務に参入することが多く、日本では利用運送人がこれにあたる。

O L T (O v e r l a n d T r a n s p o r t)

保税陸上運送。日本の関税法において認められている保税運送のうちの形態で、トラックないし鉄道により、指定保税地域間の外国貨物のまま輸送することを指す。発地の税関において、地域・期間を定めて許可を受ける。

S E A - N A C C S (SEA-NIPPON Automated Cargo Clearance System)

海上貨物通関情報処理システム。税関、フォワーダー、銀行をオンラインで結び、海上貨物の通関手続及び関税の決済を自動処理するシステム。平成3年10月京浜港稼働。平成4年10月阪神、名古屋港稼働。

参考：横浜市港湾局ホームページ

(1) 運行管理（過積載等の防止）

過積載 関係	①道路法第47条（車両の通行規制）〔国土交通省〕
	②道路運送車両法42条（乗車定員又は最大積載量）〔国土交通省〕
	③道路交通法第57条（乗車又は積載の制限等）〔警察庁〕
	④道路交通法施行令第22条（自動車の乗車又は積載の制限）〔警察庁〕
	⑤道路交通法第58条の5（過積載車両の運転要求等の禁止）〔警察庁〕
	⑥貨物自動車運送事業法第17条（輸送の安全確保）〔国土交通省〕
	⑦貨物自動車運送事業輸送安全規則第4条（過積載の防止）〔国土交通省〕
積載物	⑧貨物自動車運送事業法第17条（輸送の安全確保）〔国土交通省〕
	⑧貨物自動車運送事業輸送安全規則第8条（乗務等の記録）〔国土交通省〕

(2) 積み付け（積載方法及び偏荷重の防止）

- ①貨物事業者運送事業法第17条（輸送の安全確保）〔国土交通省〕
- ②貨物自動車運送事業輸送安全規則第5条（貨物の積載方法）〔国土交通省〕

(3) 内容物（危険物等の安全な輸送と内容開示）

①消防法〔消防庁〕

- ・法第10条（指定数量以上の危険物取扱）
- ・法第13条、則58条の14（危険物取扱者）
- ・法第16条の2（危険物取扱者の乗車）
- ・法第16条の3（事故発生時の対応）
- ・法第21条の2 保安基準47条（検定対象機械器具等の検定）数量に応じた所定の消火器の設置
- ・危険物の規制に関する政令、規則

令15条（移動タンク貯蔵所の基準）危険物の類、品名、最大数量の表示
令15条、則17条（車両前後への標識掲示）
令20条、則32、35条（消火設備の基準）
令25条（危険物の貯蔵及び取扱い基準）
令26条（貯蔵の基準）ローリーの完成検査済証の常備
令27条、則49の6（取扱いの基準） 静電気災害のおそれのある液体危険物注入。引火点40度未満の危険物注入。 令27条 引火点40度未満の危険物注入時のエンジン停止。 令27条、則40の5 ローリーから他のタンクへの注入ホースの緊結
令27条、則40の6 移動貯蔵タンクの接地
令30条の2、則47条の2（運搬方法）距離ごとの交代運転要員の確保 注）総務省令で定める危険物以外に適用。 令30条の2（移送の基準）運行前弁類等点検、安全な駐車場所、緊急時の対応。
則24条の5（タンクコンテナへの所定表示）

②高圧ガス保安法〔経済産業省〕

・法第23条（移動）

・一般高圧ガス保安規則

一般則48条（移動に係る保安上の措置及び技術上の基準）
一般則49条（車両に固定した容器による移動に係る技術上の基準等）
一般則50条（その他の場合における移動に係る技術上の基準等）

・液化石油ガス保安規則

液石則47条（移動に係る保安上の措置及び技術上の基準）
液石則48条（車両に固定した容器による移動に係る技術上の基準等）
液石則49条（その他の場合における移動に係る技術上の基準等）

・法第48条（充てん）

・容器保安規則

則19条（再充てん禁止容器以外の容器に係る附属品）
則21条（容器の加工の基準）

③火薬類取締法〔経済産業省〕

・法第19条（運搬）

・法第20条（火薬類運搬証明書の携帯）

・火薬類の運搬に関する内閣府令

府令12条（積載方法）
府令13条、14条（混載の禁止）
府令15条（運搬方法）
府令16条（標識）
府令17条（通路）
府令18条（荷送人等の留意事項）

④毒物及び劇物取締法〔厚生労働省〕

・法第7条（毒物劇物取扱責任者）

・法第8条（毒物劇物取扱責任者の資格）

・法第11条（毒物又は劇物の取扱）

・法第16条の2（事故の際の措置）

・法第22条、令41条（業務上取扱者の届出等）

・毒物及び劇物取締法施行令

令40条の3（容器又は被包の使用）
令40条の4（積載の態様）
令40条の5（運搬方法）
令40条の6（荷送人の通知義務）

コンテナトレーラーに係る転覆・転落事故の発生状況

		輸入コンテナ	輸出コンテナ	合計	死者数
平成18年～平成27年 事故件数合計（件）		64	40	104	17
内 訳	過積載	6	1	7	2
	偏荷を確認できたもの	7	0	7	1

※平成18年1月から平成27年12月までに発生した事故について、自動車事故報告規則に基づき報告されたもの（一部速報を含む）

※事故種類が「転覆・転落」又は「路外逸脱」

※事故原因のうち、偏荷の有無については、地方運輸局の調査において確認ができたもののみ記載。